

質問第一一四号

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月八日

ながえ 孝子

参議院議長 山東昭子 殿



## 愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

二〇二〇年三月十八日付で愛媛県議会から米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書が提出されています。私は、二〇一九年十一月二十二日に愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書（第二百回国会質問第七〇号）を提出し、答弁書（内閣参質二〇〇第七〇号。以下「答弁第七〇号」という。）を二〇一九年十二月三日付でいただいています。残念ながら、二〇二〇年五月現在、南予地区全域だけでなく、愛媛県久万高原町でも断続的に低空飛行物体が散見されています。私が答弁第七〇号を受領した二〇一九年十二月三日以降、政府は米国側から飛行訓練に関する情報を得られていますでしょうか。また、政府に対する米国側からの飛行訓練の事前情報提供や、政府による米国の飛行訓練の終了時期の確認、中止要請などは、実施されていますか。

右質問する。